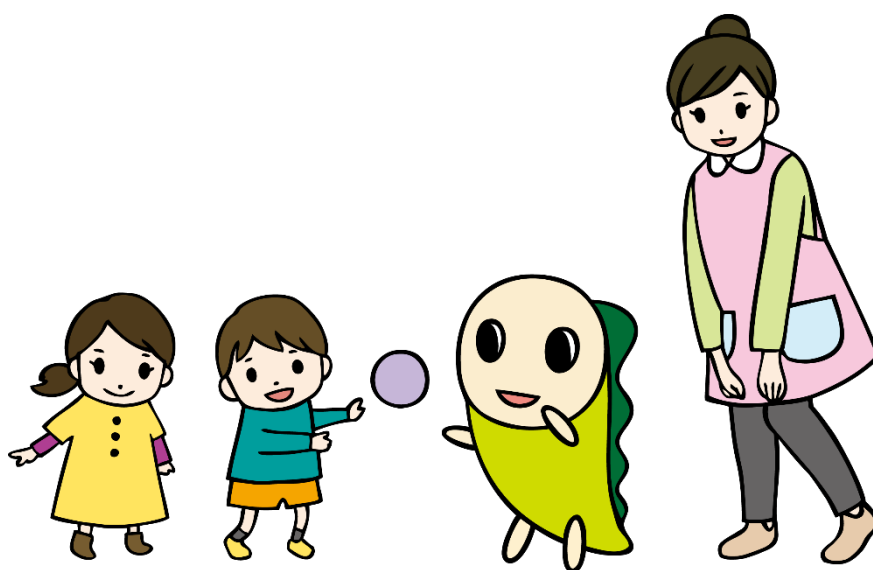


杉並の保育の質を支える

保育実践の手引き

保育者が子ども達の成長発達を保障し、日々の保育実践を深め、杉並の保育の質の向上に取り組むために、大切にしたい保育の視点。



杉 並 区

令和2年2月

【目次】

「保育実践の手引き」の策定に当たって	1
保育実践の手引きの位置付け	2
(1) 子どもの人権、権利	3
○子どもの人権擁護	
子ども一人一人の人格を尊重する	
保育者の言動・態度に留意する	
子どもや家庭環境の多様性に配慮する	
○虐待の防止と早期発見	
虐待に当たる行為を行わない	
児童虐待の早期発見に努める	
(2) 室内での保育	5
○主体性、創造性を育む	
主体的な活動を促す	
創造性を育む	
○玩具・絵本	
玩具の用意	
絵本に親しむ	
○室内環境	
快適な環境	
コーナー設定	
環境面における危機管理	
参考1 室内のコーナー	
(3) 屋外での保育	8
○園庭（公園）遊び	
自然と触れ合う体験	
自ら体を動かす	
安全管理・危機管理	
○散歩	
自然及び身近な社会に触れる体験	
安全管理・危機管理	

○園外保育

安全な保育環境及び計画

○プール・水遊び

安全な環境と人員配置

衛生管理・体調管理

水質検査

プライバシーの確保

参考2 残留塩素測定方法の例

(4) 保育者の役割 11

○子どもとの関わり

子どもの主体的な活動を確保する関わり

一人一人の行動を理解する

受容的、応答的な関わり

○保護者との関わり

保護者との相互理解を図るよう努める

○職員同士

子どもの姿を伝えあい、職員間で連携しながら保育を行う

○保育者の心構え

保育者の心構え

(5) 健康な体づくり 13

○健康管理

健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける

衛生管理

保護者との相互理解

○感染症対策

感染症の予防

参考3 入園に当たっての確認事項

(6) 食事・食育 15

○食事の環境

食事の環境を整える

安全・安心な食事の提供

○食事の介助

授乳・離乳食の援助

適切な食事介助

○食育

食育計画を整える

食に関する体験を広げる

○アレルギー対応

アレルギー対応は適切に行う

参考4 食育の目標

(7) 午睡 19

○午睡・休息

安全な睡眠環境を整える

活動と休息のバランス

生理的欲求が満たされる関わり

○SIDSの予防と午睡時の事故防止

午睡時の確認

乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防

子どもの状況を確認する

研修

危機管理

(8) 排泄 21

○0～2歳児クラス

清潔に対する心地よさの感覚を育てる関わり

排泄の自立

プライバシーへの配慮

○3～5歳児クラス

基本的な生活習慣に必要な習慣や態度が身につくような関わり

排泄の自立

プライバシーへの配慮

○衛生管理

おむつ交換の際の衛生管理

トイレの衛生管理

(9) 配慮を必要とする子どもの保育 23

○子どもへの関わり・配慮

一人一人の子どもの状態把握をする

共に成長する

保育者の心構え
個別の支援計画を作成する
保護者との連携
関連機関との連携

(10) 保護者・地域子育て支援 25

○保護者支援

保護者の自己決定を尊重し相互理解を図る
子どもの成長に気づき、子育ての喜びを感じる
保育活動に対する保護者の積極的な参加

○地域支援

保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行う

(11) 小学校との連携 26

○就学を見通した保育

連続性をもった保育
子どもの学び
保育所と小学校の子ども同士の交流

○連携

保育者と教師の相互理解
保育所児童保育要録の送付

参考5 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

参考6 保育要録のポイント

(12) その他 28

○危機管理

個人情報保護
事故（怪我など）
防災・防犯
緊急時の対応

○専門性の向上

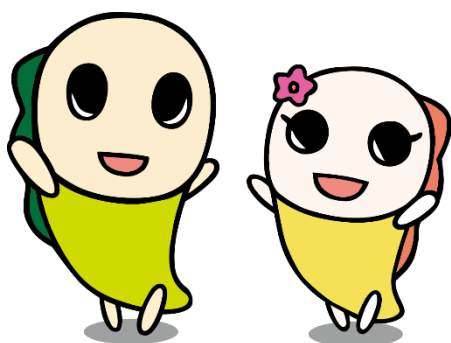
施設長の責務
専門性の向上

参考7 全体的な計画

参考8 年齢に応じた指導計画の策定

参考資料

- 保育実践の手引き編集委員会名簿（平成30年度、令和元年度）
- 検討過程



「保育実践の手引き」の策定にあたって

これまで区は、保育需要の高まりに応じて、認可保育所の整備を計画的に進めてきました。その結果、平成31年4月現在、区内には189所の認可保育所（内私立113所、区立34所）など、多くの保育施設が存在しています。

こうした量の確保に加えて、保育の質の向上のための取組を車の両輪として進めていくことが重要です。このため、区では、区立保育園長経験者等による独自の巡回訪問・指導や、区立保育園における中核園を通じた地域の保育施設に対する支援の実施などに鋭意取り組んでいるところです。

このたび策定した「保育実践の手引き」は、私立・区立の保育施設における日々の保育実践を現場から下支えし保育の質がより一層向上されるよう、編集会議に参画した私立・区立の保育園長のほか、保育士の意見や学識経験者の助言を得ながら、散歩、午睡、食事などの保育の場面ごとに留意すべき点や着眼点等をまとめました。（次ページ参照）

本手引きを策定するために設置した編集会議では、「保育は、マニュアル通りに実践するものではない」とする共通認識のもと、検討を重ねました。つまり保育とは、その時々の子どもの状態や、保育環境などを総合的に考慮し、一人一人の子どもとの関係性のうえに動的（フレキシブル）に成り立つものであるからです。本手引きの一つひとつの言葉は保育の中にあり、日々の保育の振り返りの中ではじめて生きてきます。

その意味で、本手引きに記載した一つひとつの留意点や着眼点等を含め、各保育施設の職員会議や園内研修等において、自園の園児や保育環境に応じて理解を深め、日々の保育を適時適切にブラッシュアップするための話し合いや学び合いを積み重ねていただき、明日の保育に活かしていくことが大切と考えます。

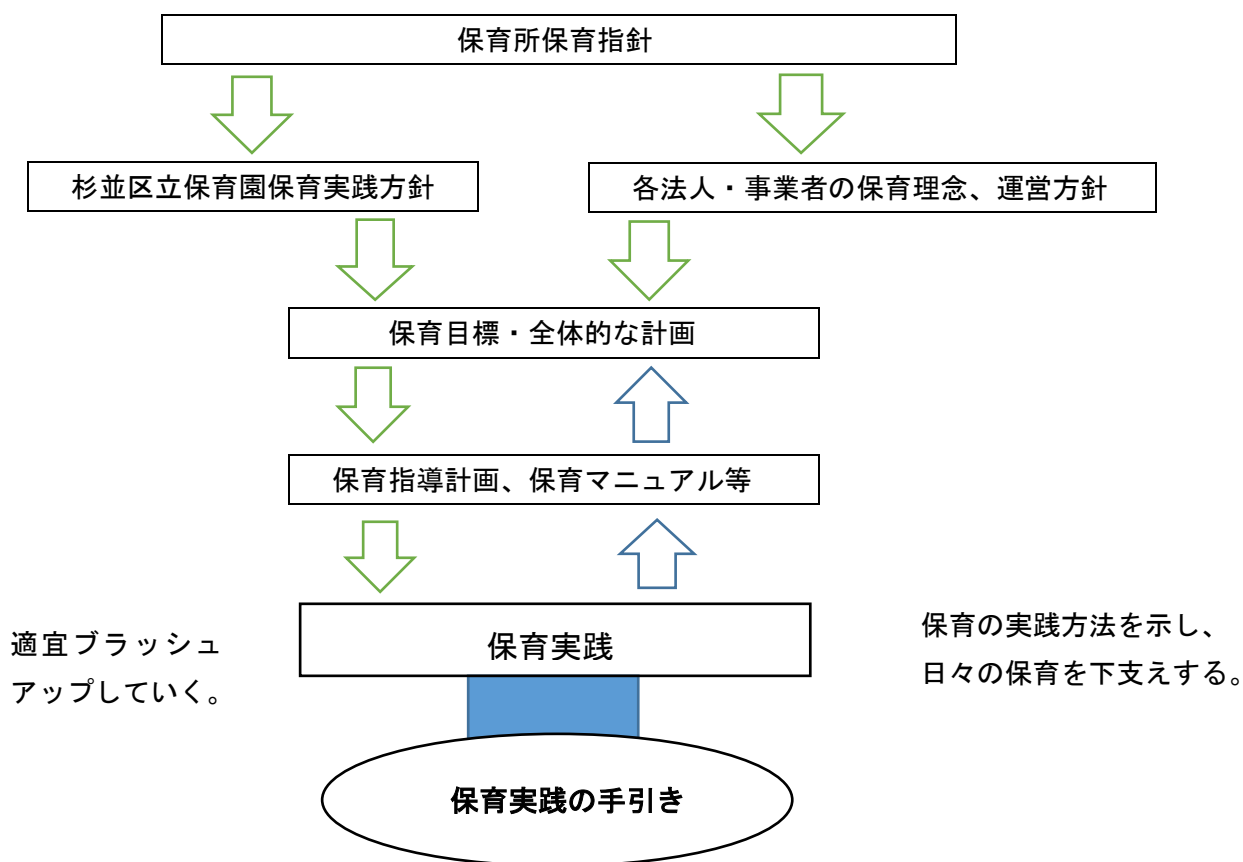
この手引きが、各保育施設の日々の保育に有効に活用され、さらなる保育の質の維持・向上につながることを大いに期待しています。

令和2年2月

杉並区子ども家庭部保育課

保育実践の手引きの位置づけ

児童憲章
子どもの権利条約
児童福祉法
子ども・子育て支援法



※ブラッシュアップとは・・・現状より良い状態にする。磨きをかける。

(1) 子どもの人権・権利

- ・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行う。
(保育所保育指針)
- ・子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはいけない。
(東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例)
- ・子どもに対する虐待の早期発見に努める。
(児童虐待の防止に関する法律)

項目	内容
子どもの 人権擁護	<p>【子ども一人一人の人格を尊重する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもの行動には意味があると捉えて、わかりやすい言葉で穏やかに応答的な関わり方をする。 ・子どもの思いを受け止め、子どもの人権に配慮した対応を行う。 ・子どもの良いところを引き出し、子どもの思いを大切にする。 ・子どもが何を求めているかを知ろうとする。 ・子どもが「自分が愛されている」「大切にされ認められている」といった、安心や満足を感じられるようにし、そこから得られる自己肯定感を育む。 <p>【保育者の言動・態度に留意する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者の言動・態度が子どもに大きな影響を与えることを意識し、子どもに接する。 ・否定的な言動、罰を与えること、乱暴な関わり方をしない。 ・呼び捨てやあだ名で子どもを呼ばない。 ・物事を強制するような関わりや脅すような言葉がけをしない。 <p>【子どもや家庭環境の多様性に配慮する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達や経験の個人差・性別・国籍・宗教の違いに配慮した対応を行う。 ・多様な家庭があることを配慮し、差別的な関わりをしない。
虐待の防止 と早期発見	<p>【虐待に当たる行為を行わない】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肩や腕を乱暴に引っ張らない。 ・嫌いなものを無理に食べさせたりしない。 ・子どもの言葉や行動を無視・放置しない。 ・大声で怒鳴ったり、命令的な口調を子どもに向けたりしない。 ・子どもの行動を制限する等、身動きがとれないような状況を作らない。 ・保育者の都合で無理に急がせることはしない。

【児童虐待の早期発見に努める】

- ・ 受入れ時や保育の中で、子どもの様子をよく観察する。（気になることがあった場合は記録をつける）
- ・ 子どもの身体に不審な傷やあざがないか、身体や衣類が汚れていないか等観察する。
- ・ 普段から虐待の兆候をいち早くキャッチできるように、保護者や子どもの様子に注意を払う。
- ・ 保護者の様子、連絡帳の記入内容、「子どもを叩いてしまった」等、気になることは園長に報告し情報の共有をする。
- ・ 子どもの欠席理由を把握し、状況によって関連機関に連絡する。
- ・ 虐待の兆候を発見したら、速やかに関連機関に通告（相談）する。虐待かどうか、確信がもてない場合でも、保育園だけで判断せず子ども家庭支援センターに相談する。



(2) 室内での保育

- ・遊びを通して人と関わる楽しさや関わり方を知り、自分で考えて行動できる力を育む。(保育所保育指針)
- ・子どもが自らの興味関心のもと、遊びを選択できる環境づくりを工夫する。(保育所保育指針)
- ・子どもが自ら「遊びたい」「人と(友達と)関わりをもちたい」と思える事が大切であり、子どもの意欲や創造性を豊かにする保育環境を工夫する。(保育所保育指針)
- ・周囲の様々な環境に、好奇心や探求心をもって関わり、それらを生活に取り入れて行こうとする力を養う。(保育所保育指針)
- ・子どもが快適に心地よく過ごせる環境、ゆっくりとくつろげる環境を整え、生き生きと活動できる場にする。(保育所保育指針)
- ・少人数や一人でじっくり遊び込むことができる環境、友達と一緒に遊んだり協同活動ができる環境等、静と動の両方の環境を整える。(保育所保育指針)

項目	内容
主体性、創造性を育む	<p>【主体的な活動を促す】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で遊びを見つける楽しさや、遊び込める力を育てる。 ・子どもの遊びを保障するために、遊び込んでいる子どもの姿を肯定的に捉え、必要以上の介入をしない。 ・子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする。 <p>【創造性を育む】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・触覚、視覚、聴覚、臭覚（手触り・色・形・音・匂い）を刺激し感性を育てる遊具を準備し、好奇心や探求心を育てる。 ・見立て遊びからごっこ遊び、なりきり遊びへと、年齢、発達に応じた設定を行い、遊びが展開するように環境を整える。（年齢によって準備するものが違ってくる。例、2～3歳くらいまでは、手作りの道具等。4歳を過ぎた頃から、なりきり遊びに変わってくるため、より本物に近い玩具や道具を用意する） ・構成遊び（積み木・ブロック等）は創造性や豊かな発想を生み出す。構成遊びが広がるように、保育者が一緒に遊んで、遊び方を知らせたりして、展開のきっかけ作りになるような関わり方をする。
玩具・絵本	<p>【玩具の用意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各歳児の発達にあった玩具を用意する。 ・子どもが保育の中で十分に遊びを展開できる数の玩具を準備する。 ・安全面に配慮した素材や大きさ、重さ等年齢に合わせた玩具を準備する。 ・玩具を一か所に集中させたり棚にしまい込んだりする等、保育者が管理する設定ではなく子どもが自ら遊びを選択できるよう工夫する。 ・成長発達や季節等必要に応じて、玩具を見直して入れ替えを行う。

	<p>【絵本に親しむ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵本は物語の世界を子どもと読み手である大人と共感、共有し、想像力や感性を育むものである。 ・年齢、成長発達、子どもの興味、関心に合わせ保育者が丁寧に選ぶように心掛ける。 ・子どもが「大人に読んでほしい」と要求できるような置き方や空間の工夫を行う。乳児期はできるだけ一対一で応答的な関係性の中で絵本と関わりをもつことが望ましい。 ・数人一緒でも落ち着いて絵本を広げて見ることができるよう、絵本コーナー、空間を保障する。
室内環境	<p>【快適な環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室は、子ども達が安心して、快適に過ごせる安心感と落ち着きのある空間にする。 (室温・換気・明るさ・色合い・季節感・くつろげる雰囲気) ・音楽を体感させるときは、音と音質・ボリューム・時間に配慮する。 ・保育者は自身が環境の一部であることを自覚して、身だしなみ、表情、言葉づかい、声の大きさ、言葉掛けの仕方、動き方に気をつける。 <p>【コーナー設定】 参考1 P7参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが自ら遊びを選択できるように、遊びの空間に様々な機能をもたせたコーナーごとの雰囲気をつくる等、構成を考える。 ・衝立や棚等を用いて設定し、個々の遊びを保障しつつも互いの遊びが視野に入る工夫を行い、他児への関心と関わり合いを妨げないコーナー設定を考える。 ・空間を区切るだけでなく、敷物（ジョイントマット等）を使用することで、子どもの遊びの場を保障する。 <p>※保育環境全体として、保育者の都合や管理することを目的とした保育環境を設定することは、保育の専門性を生かした設定とは言えない。</p> <p>【環境面における危機管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から全職員で安全点検（危険個所の洗い出し等）をし、子どもが安心して安全に過ごせる保育環境を整え、子どもの命を守り、活動を支える。 ・棚の上に置く物や衝立の設置には、落下や転倒等の危険を予測し、安全面に配慮する。 ・ヒヤリハット、事故や怪我については速やかに全職員に周知し、対策を講じる。また、再度同じ状況が起きないように、保育環境を見直す。

参考 1 室内のコーナー



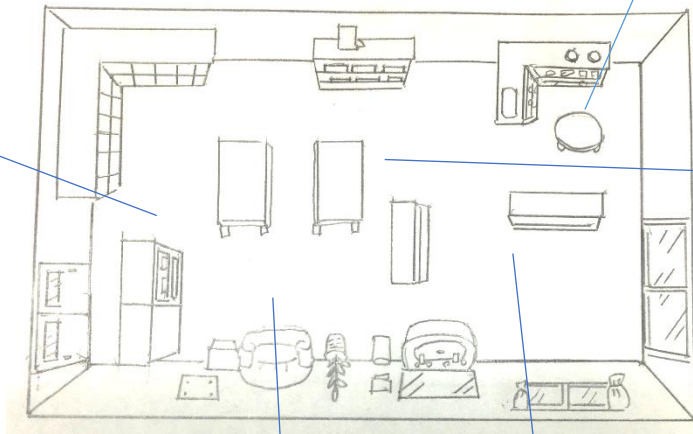
それぞれの空間で遊ぶ子どもの人数が多すぎないように、衝立を利用して遊びの空間を緩やかに区切る。



遊びの中でイメージが広がるよう、食材に見立てやすい色や形の物を準備する。



ままごとコーナー



分ける、比べる、分類するなど秩序ある収納を工夫する。



絵本の扱いはコーナーを設け落ち着いて読める環境をつくる。表紙が見えて子どもが選べるように本棚に入れ、保育者も絵本を丁寧に扱う。



玩具は子どもの手の届く場に置かれていることが大切。素材と質と量が子どもの遊びを左右する。



トレイを使用すると出し入れがしやすくなり、またパーツがバラバラになりにくく、遊びが完結する。



積木コーナー



(3) 屋外での保育

- ・身近な動植物や自然及び社会事象にふれ、興味・関心をもって自ら関わりたくなるように、子どもの豊かな感性・好奇心・思考力・表現力の基礎を培えるようにする。(保育所保育指針)
- ・様々な遊びの中で、子どもが興味や関心、能力に応じて全身を使って活動できるようにし、身体を動かす楽しさを味わえるようにして、自分の体を大切にしようという気持ちが育つようにする。(保育所保育指針)
- ・安全な保育環境を確保し、子どもが園外活動(園外保育)、プール遊び及び水遊びを十分楽しめるようにする。(保育所保育指針、事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン)

項目	内容
園庭(公園)遊び	<p>【自然と触れ合う体験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の自然状況を積極的に活用して、子どもの体験を豊かにする。 ・菜園やプランターでの栽培等、身近な場所で自然と関わり、成長や変化に気づき、自然事象への関心を広げていく。 <p>【自ら体を動かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に合った固定遊具で遊び、全身を使った適度な運動遊びができるようにする。 ・年齢に合った園庭用遊具、運動遊具を用意し、子どもの興味を広げ、十分に全身を動かし、活動意欲を満足させられるようにする。 ・保育者は子どもの発達、遊びの過程を踏まえ適切な援助や見守りを行う。 <p>【安全管理・危機管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が遊び始める前に園庭(公園)内の安全点検(たばこの吸い殻、ガラスの破片、飲食物、空き缶、犬猫の糞等環境的な要因、不審者などの確認)を行う。 ・0～2歳児クラスは、子どもが長い間待つことがないように、戸外への出入りを一斉に行わず、何グループかに分かれ少人数で行動できるようにする。 ・異年齢の子ども達が遊ぶ場合、それぞれの年齢の子ども達の遊びを保障するようスペースを工夫する。 ・保育者は、子どもの動きや死角等に常に気を配り、子ども達を把握できる位置(立ち位置)で保育をする。

散歩	<p>【自然及び身近な社会に触れる体験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に応じた散歩の目的を明確に設定する。 ・自然現象や自然の素材（土・砂・水・花・草・木）との様々な体験を通して、五感を刺激できるような遊びに誘い、豊かな感性が育つようにする。 ・地域との交流等身近な社会に触れ、子どもが豊かな感性・好奇心・思考力・表現力を培えるようにする。 <p>【安全管理・危機管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散歩時のルールを年齢に合わせて分かりやすく伝え、子ども達が自分で身を守りながら遊べるようにする。 ・緊急時の対応ができるよう、必ず複数の保育者の体制で引率する。 ・目的地に到着したら、遊び場内の安全確認をしてから遊ぶ。 （ごみ・危険物を拾う、危険箇所、不審者の有無を確認等） ・散歩先では子どもの年齢に合わせ、年齢発達にあった遊具で遊ぶ。（固定遊具の適正年齢表示を確認する） ・子どもの状況に応じて人数確認や状況把握を行い、保育者同士声を掛け合いながら子どもの遊びを見守る。 ・散歩マップを作成し散歩の経路を確認し合う等、保育者が危険箇所を把握する。 ・危機管理のため情報を共有する。職員全員が散歩先を把握できるようにする。（園全体の日誌に記入する、散歩届を作成する等） ・散歩の出発前と帰園時は、施設長とともに確認する。（目的地、人数、子どもの様子等） ・真夏日、猛暑日は熱中症予防のために外出を控える。気温の高い日は水分補給、散歩先の状況、距離、活動時間等、細かい配慮が必要であり、十分に検討して計画を立てる。
園外保育	<p>【安全な保育環境及び計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や体力等子どもの発達段階を踏まえ、園外保育の目的に合った場所の選定を行い、計画書を作成する。 ・園外保育の責任者を決め、責任者は全体把握をする役割を担う。 ・事前に現地の下見(実地踏査)を行う。さらに直近に現地の状況を把握する。 ・園外保育の目的や子どもの年齢・体力に応じた交通手段を選定する。 ・実施後は、実施内容を振り返り、記録を作成する。 ・事故・事件・災害等を想定して、事前に発生時の対応について引率者で共通認識をもつ。 ・怪我等の対応ができるように、事前に医療機関の確認をしておく。

<p>プール・水遊び</p>	<p>【安全な環境と人員配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プール活動、水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置する。 ・ 子どもの年齢、発達に適したプール（サイズ・容量・水深等）で水遊びを行う。 ・ プールの周辺に人工芝等を敷き、プール内だけでなく周囲の安全環境を整える。 ・ 気温・水温に留意し、実施の有無を決める。猛暑日は水遊びを控える。 ・ 年齢に合った、水遊び・プール遊びを楽しめるようにする。 <p>【衛生管理・体調管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プールの水は毎日入れ替える。 ・ 水中の残留塩素は衛生基準の濃度を保つ。 ・ プールに入る前は全身をシャワーで洗う。お尻洗いを保育者が行うときは手袋を使用し、十分に汚れを洗い流す。 ・ プール遊び中は、水から上がり適度な休息をとる。 ・ プール遊び後は、水着を脱いで身体のプール水（消毒液）を洗い流す。 ・ プール遊びの前後に水分補給を行い、熱中症を予防する。 <p>【水質検査】 参考2 P 10 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プールの消毒薬（塩素剤）は、各保育施設のプールの大きさに合わせて投入量を計算する。（毎年保育課が開催する、プール衛生講習会の内容を参照） ・ 10分おきに残留塩素を測定し、常に適切で衛生的な塩素濃度を保つ。 ・ プール衛生管理日誌を作成する。残留塩素を測定したらすぐに記入し、施設長が確認する。 <p>【プライバシーの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものプライバシーを守るために、シャワーや水遊びをする場所は、外から見えないように目隠しのネット（カーテン・仕切り）を張る等、各保育施設の状況に合わせて配慮する。 ・ プール遊びの前後の着替えの時も、身体を覆うタオルを使用したり、着脱する部屋のカーテンを引く等の配慮をする。
----------------	---

参考2 残留塩素測定方法の例

- ・ DPD法 ～ 塩素濃度 0.4mg/ℓ以上（1.0mg/ℓ以下が望ましい）になるように定期的に（約10分おき）に測定、確認する。
- ・ 電流法（残留塩素試験紙）～低濃度遊離残留塩素
塩素濃度 0.4mg/ℓ以上（1.0mg/ℓ以下が望ましい）になるように定期的に（約10分おき）に測定、確認する。

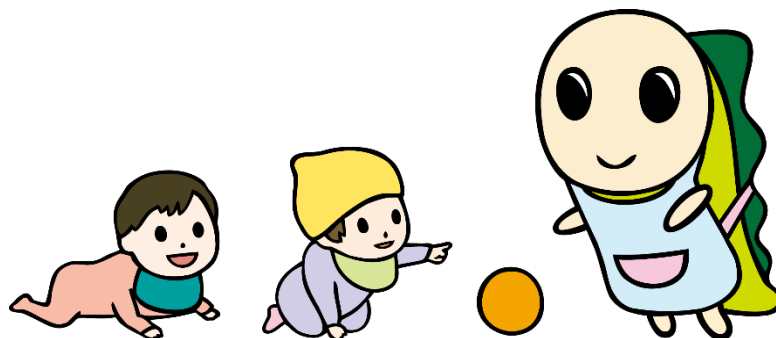
学校プール 水質管理方法より

(4) 保育者の役割

- ・子どもの主体的な活動が確保されるよう一人一人の行動を理解し、適切な関わりをする。
(保育所保育指針)
- ・保育に従事する職員は人的環境として、子ども達に大きな影響を与える存在である、ということを常に意識して子どもに接する。
(保育所保育指針・子どもの権利条約)
- ・子どもに関わる全ての人を「保育者」と捉え、みんなで協力して保育、子育てに当たる。
(保育所保育指針)
- ・職員間の情報共有、チームワークを大切にす。子どもの姿を伝えあい、連携しながら保育を行う。
(保育所保育指針)
- ・保護者との相互理解を図るよう努める。
(保育所保育指針)

項目	内容
子どもとの関わり	<p>【子どもの主体的な活動を確保する関わり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者は一人一人の子どもと楽しさを共有する。 ・子どもは保育者との信頼関係をもとに、日々の生活の中で主体性や生きることへの意欲を育てていることを心に留め、子どもと関わる。 <p>【一人一人の行動を理解する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの行動(サイン)には全て意味があると捉え、より良い援助を考える。 ・子どもの発達を理解し、発達に合った対応をする。 ・常に関わりが「子どもにとって適切であるか」という視点を持ち、保育を考える。 ・信頼関係を築き、安定して過ごせるようにする。 <p>【受容的、応答的な関わり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自発的な遊びを大切にす中で、特に3歳未満児には、愛情豊かに受容的、応答的な関わりをし、非認知能力(やる気・意欲・忍耐力・自制心・協調性等)を育む。 ・「できた・できない」という評価ではなく、様々な人や物と接することで、探求し続ける面白さを体験させる。
保護者との関わり	<p>【保護者との相互理解を図るよう努める】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子育てに見通しや希望がもてるように、保育園での保育を伝え、保育園への理解を図る。(個人面談・保育参観・保育参加・保育者体験) ・伝えたいことがある時は、まずは保護者の話を聴き、思いを理解し、配慮しながら伝えていく。 ・意識的にコミュニケーションをとり、保護者を理解し援助していく。 ・家庭環境に考慮した関わり、言葉掛けをする。 ・保護者と保護者とを繋いでいく。

職員同士	<p>【子どもの姿を伝えあい、職員間で連携しながら保育を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員間の情報共有、チームワークを大切にする。 ・ 日々の保育を振り返り、語り合う中で、職員間の信頼関係を築く。 ・ 会議の中で、お互いが発言し合える環境をつくる。 ・ 子ども達が安心感をもてるよう、職員同士の良い関係を築き温かい雰囲気作りをする。
保育者の心構え	<p>【保育者の心構え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に正解はない。常に学び続ける姿勢をもつ。(自己研鑽) ・ 保育を振り返り、自己評価、自らの保育実践を振り返る視点をもつ。 ・ 保育スキルの向上、保育の専門性を高めるよう努める。(研修への参加等) ・ 良い保育をするためにも保育者は心身ともに健康に過ごす。



(5) 健康な体づくり

- ・ 大人との信頼関係を拠りどころに、安心感をもって自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。
(保育所保育指針)
- ・ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけ、自分の健康や病気の予防に関心をもち見通しをもって行動できるよう働きかける。
(保育所保育指針)
- ・ 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態を把握する。
(保育所保育指針)
- ・ 保護者と子どもの心身の発達の状況を共有し、相互理解を図る。
(保育所保育指針)
- ・ 臨機応変に適切な対応が出来るよう、子どもの身体発達や感染症、アレルギーに関する知識を深める。
(保育所における感染症対策ガイドライン、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン)
- ・ 子どもが園生活で健康に過ごせるよう保育環境の衛生管理を整える。
(保育所保育指針)

項目	内容
健康管理	<p>【健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃から子どもの様子に目を配り、耳を傾ける。必要な時には話を聞き、子どもが自分の健康状態の変化に気づいて、伝えられるようにしていく。 ・ 自分の健康や病気の予防に関心をもち、健康に関して子どもが自ら意識をもてるよう、日々の声掛けと共に、看護師や保育者等から話を聞く健康教育の時間を計画する。 ・ 生活や遊びを通して健康に気をつけ、年齢発達に合った運動遊びを取り入れる等して、丈夫な体づくりをしていく。 ・ 危険がないよう配慮し、身近な環境を利用して日常生活の中で子どもの運動発達が促されることを意識する。(例、四つ這いでの階段の昇り降り、立ってパンツを履く等) <p>【衛生管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努める。 ・ 保育室やトイレ等は常に清潔に保つ。 ・ 子ども及び全職員が衛生を保つようにする。また、職員は衛生知識の向上に努める。 ・ 子どもが、清潔で心地よく過ごせるよう保育室の清掃等を行う。 <p>【保護者との相互理解】 参考3 P14 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人に合った保育ができるよう子どもの健康、発達を保護者と共に共有する。 ・ 保護者に必要な情報を提供し、子どもの健康増進、体づくり、心育を保護者と共に進めていく。 ・ 保護者会やお便り等で、子どもの健康づくりに大切なことを知らせていく。 (例、「早寝・早起き・朝ごはん」「スマホと脳の発達との関係」「靴の選び方」等)

<p>感染症 対策</p>	<p>【感染症の予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医と連携し、園内の感染予防に対する助言を受ける。 ・ 地域と感染症流行の情報を共有する。 ・ 集団感染予防のため、職員も手洗い、うがいをこまめに、丁寧に行う。 ・ 園児（必要に応じて職員）が予防接種をしているかを把握する。 ・ 保育者は自身の健康管理にも気を配り、身体・衣類の清潔保持に努める。 （感染症予防の為、通勤着のまま保育室に入らず、必ず保育着に着がえる） ・ 食事介助の時は、毎日清潔なエプロン、三角巾を着用する。 ・ 保育室、棚、玩具は毎日掃除をし、清潔に保つ。 ・ 0～2歳児の遊具は毎日消毒する。子どもが口に触れた遊具は、適時洗う。 ・ 室内の気流や臭気・採光・音等に配慮し、子どもたちが過ごしやすい室内環境を配慮する。 <p style="text-align: center;"> 夏～温度 26～28℃ 湿度 55～65% 冬～温度 18～22℃ 湿度 40～68% </p>
-------------------	---

参考3 入園に当たっての確認事項

- ・ 子どもの家庭環境、成育歴、既往歴、アレルギーの有無・対応方法等、子どもに関する情報を的確に把握する。
- ・ 保育園生活が安心して送れるよう、保護者に病気や怪我に関する園の対応について詳しく説明する。
- ・ 子どもの健康状態を見ながら慣れ保育を進め、入園当初は特に体調の把握に努める。

(6) 食事・食育

- ・健康な生活の基本としての「食を育む力」の育成に向け、その基礎を培う。 (保育所保育指針)
- ・穏やかで楽しい雰囲気の中で食事が始まり、安心感の中で嬉しい気持ちで食べ、美味しい満足感のまま食べ終えるよう配慮する。 (保育所保育指針)
- ・子どもにとって安全で安心な楽しい食事であるよう配慮する。 (食事の提供ガイドライン)
- ・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるようにする。 (保育所保育指針)
- ・生きるために必要な食事の意味、食べ物大切さ、食習慣やマナー、人との関わりなどを、食を通して学べるようにする。食育計画を整える。 (食事の提供ガイドライン)
- ・食物アレルギー児の対応は、嘱託医等の指示や協力の下に、適切に対応する。 (保育所保育指針)

項目	内容
食事の環境	<p>【食事の環境を整える】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児は、ゆったりとした和やかな雰囲気の中で、食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちを育てる。 ・3歳以上児は、和やかな雰囲気の中で、保育者や他の子どもと食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもてるようにする。食の大切さに気付いて、進んで食べようとする気持ちを育てる。 ・子どもが十分に遊び、充実した生活ができる流れを作り「お腹がすくりズムのもてる子ども」を育む。 ・食事の配膳に時間がかかり、子どもが長時間待つことがないように、配膳方法を工夫する。 ・温かいものは温かいうちに提供する等、美味しく食事が食べられる給食の提供を工夫する。 ・献立内容に合った食器に盛り付ける。 ・年齢や月齢の成長、発達に合った適切な食器、食具（形、大きさ、箸の開始を含む）を使用する。 ・子どもの体に合わせた椅子を用意する。 ・椅子や机のサイズが体に合わない時は、個々の体格に合わせて調節を行う。（背当て、足台、座面にマット等で調節する） ・毎月、季節や行事にあわせた献立表を作成し、保護者に配布する。0歳児クラスは離乳食の進捗にあわせた献立表を作成する。 <p>【安全・安心な食事の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、月齢、食物アレルギー、体調等、成長・発達や症状にあった献立、食材、形態に配慮された食事を提供する。 ・保育者が給食室やハッチから給食を保育室に運ぶ時から衛生面に配慮し、食事専用のエプロン、三角巾を着用する。 ・子どもが当番活動をする場合は、衛生面や取り扱い等、年齢や発達に合った環境を整え、十分な見守りや援助を行う。配膳を行う時には衛生面に配慮し、エプロン、三角巾を着用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いは、一人一人が年齢に応じて丁寧に出来るよう援助する。保育者が傍に付き必要な援助を行う。 ・手洗い場、蛇口の高さが年齢に適切で、洗いやすく安全に使える環境を整備する。
<p>食事の 介助</p>	<p>【授乳・離乳食の援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調乳は調理室または調乳室等、清潔な環境で行う。 ・授乳は保育者が抱きながら、一対一で行う。子どもに哺乳瓶を持たせて飲ませたり、ラックに乗せて揺らしながら飲ませるようなことはしない。 ・授乳が済んだら、排気(ゲップ)させる。授乳した時間や量を連絡帳等に記入し、保護者と情報を共有する。 ・哺乳瓶からコップ、ミルクから離乳食への移行は、個別に保護者と連携をとりながら丁寧に進める。 ・0歳児の離乳食開始時期は一対一、その後は月齢や発達に合わせ、適切な人数で食事介助、見守りを行う。 ・離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにする。 ・離乳食の援助は、個別に丁寧な対応(声を掛けながら口に運ぶ等)をする。 <p>【適切な食事介助】</p> <p>3歳未満児は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人の一口量に合わせて、適量をスプーンにのせ、取り込み咀嚼を促す。 ・基本的には、正面から子どもの摂食状況が把握できる場所で介助できるようにする。 ・テーブルの間隔を適度に保ち、保育者が子どもを援助しやすい環境にする。 ・子どもの食事用エプロンの上に食器をのせることは身体拘束に当たるので行わない。 ・子どもに“上手に食べさせてもらうこと”ではなく、“自ら食べること”を経験させ、自ら食べようとする意欲を育てる。 <p>3歳以上児は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者は促したり見守ったりしながら、配膳や取り分け、食器の片付け等の食生活に必要な活動を、徐々に自分でできるようにしていく。 ・年齢に応じて、スプーン・フォーク・箸の使い方や食器の扱い等を教え、食事のマナーが身につくようにする。 ・子ども達と話し合っ、自分たちの決まりを考え、それを守ろうとすることが楽しい食事につながることを知らせる。また、身近な人と一緒に食事をする楽しさを味わえるようにしていく。 ・子どもが自分の適量を知る経験を積み重ねられるようにして、自分が食べられそうな量を言葉で伝えられるようにしていく。 <p>全ての年齢では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の適量を知り自分で選んで食べられるよう、子どもの前に一品ずつではなく、献立一食分全てを配膳する。 ・嫌いなものを無理やり食べさせる等、食事を強制するようなことはしない。 ・偏食や食の細い子どもの対応は、保護者と話し合い、無理のないような食事指導を行う。 ・全員が食べ終わるまで長時間その場で待たせたり、食べている子どもがいる中で掃除をしたり、片付け始めるようなことはしない。

<p>食育</p>	<p>【食育計画を整える】 参考4 P18参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育はイベントではなく、学びの場として目標を明確にし、計画を立てる。 ・食育計画は各年齢に合わせた指導計画と関連させ、子どもの日々の主体的な生活や遊びの中で展開されるよう作成する。 ・各年齢に合わせて子どもが主体的に関われる食育活動（調理活動、栽培、収穫した物を食べる等）を行う。 <p>【食に関する体験を広げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生活と遊びを通して様々な食材に触れ、自ら意欲をもって食に関わる体験を積み重ねさせる。 ・料理に使われている食材の絵カードを、三大栄養素に当てはめる等して、栄養の基礎知識を日常の中で身につけられるようにする。 ・自然の恵みとしての生態系や、畑やプランターでの栽培と食事が循環している生態系を、園生活の中で体験できるようにする。 ・食材に触れる機会を増やしたり、調理の過程を体験したりすることで、調理をする人、産地の人への関心をもてるようにする。 ・専門性の異なる職種が連携、協働し、子どもの食に関する体験を広げる。
<p>アレルギー対応</p>	<p>【アレルギー対応は適切に行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応を行う。 ・誤食、誤飲防止対応を徹底する。保育施設内での、食物アレルギー児対応の体制を確認する。 ・安全面、子どもの気持ちに十分配慮した環境や声かけ、献立の対応を行う。 ・献立内容は事前に保護者と園（複数人：園長、担任保育者、調理担当者、栄養士、看護師等）で確認する。 ・テーブルの位置、職員の配置に配慮し、安全な食の環境を整える。 ・調理から配膳まで確認作業を確実に行う。 ・誤飲、誤食防止の為に、テーブルの位置、プレートの添付、食器にラップをする等、分かりやすく表示する。 ・おかわりの提供は、誤食の危険性があるので園内で十分に検討する。 ・他児の食事(食品)に触れることが無いように、配膳から終了まで安全への配慮を行う。

参考 4 食育の目標

健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培う

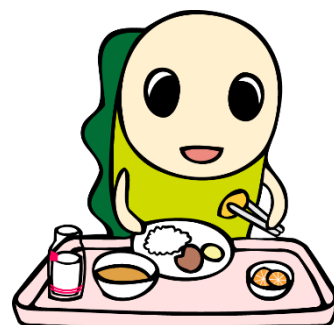
○食育の目標の実現に向けた、期待する具体的な育ちの姿

- ・お腹がすくリズムのもてる子ども
- ・食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ・一緒に食べたい人がいる子ども
- ・食事づくり、準備にかかわる子ども
- ・食べ物を話題にする子ども

○食育の目標を達成するための食育の内容

- ・「食と健康」：食を通じて、健康な心と体を育て、自らが健康で安全な生活を作り出す力を養う
- ・「食と人間関係」：食を通じて、他の人々と親しみ支え合うために、自立心を育て、人とかかわる力を養う
- ・「食と文化」：食を通じて、人々が築き、継承してきた様々な文化を理解し、作り出す力を養う
- ・「いのちの育ちと食」：食を通して、自らも含めたすべてのいのちを大切に
する力を養う
- ・「料理と食」：食を通じて、素材に目を向け、食材にかかわり、食材を調理
することに関心を持つ力を養う

保育所における食事提供ガイドラインより



(7) 午睡

- ・ 一人一人の生活リズムに応じて、子ども達が安心して気持ちよく眠れる安全な睡眠環境を確保する。
(保育所保育指針)
- ・ 一人一人の子どもの発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図り、適切な休息を取れるようにする。
(保育所保育指針)
- ・ 子どもの生理的欲求が、十分に満たされるように個々に適した睡眠がとれるようにする。
(保育所保育指針)
- ・ 乳幼児突然死症候群(SIDS)の対策のため、睡眠中の乳幼児の様子について細心の注意を払う。
(厚生労働省)

項目	内容
午睡・休息	<p>【安全な睡眠環境を整える】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育室の温度・湿度・換気・採光・音等の環境を常に適切な状態に保持する。 ・ 子どもは体温調節が未発達のことから、室内環境に応じた服装にする。 (厚着にならないように配慮する) ・ 各施設の環境に応じて安全な寝具にする。 ・ 転落の危険防止のため、ベッドの使用時には柵を上げてストッパーをかける。 ・ 布団や壁、ベッドの柵等の隙間に顔が入らないように注意する。 <p>【活動と休息のバランス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の子どもが、乳幼児期にふさわしい生活リズムの中で、心身の健やかな発育、発達を支える上で必要となる適度な休息、午睡をとる。 ・ 一日の生活全体の流れを見通し、発散・集中・リラックス等、静と動の活動のバランスを図る中で、一人一人の子どもが適切に休息、午睡をとる。 ・ いつでも安心して休息できる雰囲気やスペースを確保し、静かで心地よい環境の下で、子どもが心身の疲れを癒すことができるようにする。 ・ 長時間保育の中で子ども達が活動と休息のバランスを取るよう配慮する。 <p>【生理的欲求が満たされる関わり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢に応じて眠くなった子どもが、布団やベッドで休めるような午睡の環境を整える。 ・ 目覚めた子が、いつまでも布団に入ったままにならないよう配慮する。 ・ 睡眠の発達には個人差があり保育時間が異なるため、幼児は個々の適切な睡眠時間を考慮する。目覚めた子どもが午睡室以外の場所で活動が出来るような環境や体制を整える。 ・ 活動の疲れや、体調が良くない場合には、子どもの状態に応じて午睡したり、静かに身体を休めたりする。

SIDS の予 防と午睡 時の事故 防止	<p>【午睡時の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前および睡眠中に行う。(口の中に異物、食べ物がな いかなの確認、シーツのゆがみ等) ・敷布団は硬めのものを使う。掛け布団は呼吸が確認できるものを使う。 ・掛け布団やタオル等が顔にかからないよう注意する。 ・ひも、またはひも状のものを置かない。(例:スタイのひも、布団カバーの内側のひも、 ベッドまわりのコード等) ・窒息防止のため、枕や枕がわりに折ったタオル等は使用しない。 <p>【乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仰向け寝にする。(医師がうつ伏せ寝を指示する場合を除く) ・睡眠中は、短時間でも子どもから目を離さないようにし、乳児を寝かせる時は、仰向け 寝を徹底する。 ・睡眠中は子どもの様子を確認し、「睡眠時チェック表」に記録する。(0歳児クラスは5 分に1回、1～2歳児クラスは10分に1回、幼児クラスも睡眠時のチェックを行うこ とが望ましい) ・室内は子どもの顔色が見える明るさにする。 <p>【子どもの状況を確認する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもの既往歴を把握する。 ・毎日子どもの健康状態を把握する。 ・十分に健康状態、身体の特徴が把握できていない新入園児については、入園してきてか ら1～2か月は細心の注意を払う。 <p>【研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内研修を行い、実践的な訓練等、全職員が対応方法を把握する。 <p>【危機管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防のための工夫を行う。 ・重大事故が発生した場合の手順を確認しておく。 ・窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設や事業所内で 共有する。
-------------------------------	--

(8) 排泄

- ・保育者の受容の下で生理的、心理的要求を満たし心地よく生活できるよう、保育者との一対一の関わりを大切にする。 (保育所保育指針)
- ・排泄の自立に向け、成功体験を積み重ねていけるよう保育者が見守り援助する。 (保育所保育指針)
- ・プライバシーに配慮した環境を整える。子どもの自尊心を傷つけないよう、子ども一人一人の排泄間隔等をふまえ、おむつ交換やトイレでの排泄が行えるよう配慮する。 (保育所保育指針)
- ・おむつ交換、便器での排泄は、衛生管理、感染症予防に留意する。
(保育所保育指針・保育所における感染症対策ガイドライン)

項目	内容
0～2歳児クラス	<p>【清潔に対する心地よさの感覚を育てる関わり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の生活リズムに応じて、おむつ交換を通し清潔になることの心地よさを感じられるよう丁寧に関わる。 ・子どもとのコミュニケーションの機会と捉え、流れ作業にならないよう優しく語りかける等一対一での関わりを大切にする。 ・子どもに「おしっこでたね」「きれいにしようね」等、子どもの「不快」を「快」にするような言葉をかける。 ・おむつ交換は、子どもの排尿間隔に合わせた回数にする。 <p>【排泄の自立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の間隔・タイミングは、子どもの身体的発達によって異なるため、自立に向けての取り組みは年齢で決めず、子どもの排尿間隔等を踏まえ、個々の状況に合わせて家庭と共に進めていく。 ・排泄の自立に向かう時期には、子どもの「自分でできる」「自分でしたい」という自信や意欲を高めるような関わり方をする。 ・子どもからのサインを見逃さず、タイミングを逃さないようにする。 ・トイレに誘う意味及び開始時期等を職員で話し合う。 (歩行が確立した、排尿間隔があくようになった、相手が言っている言葉を理解できるようになってきた等を目安にする。) ・おむつ交換時は、交換台からの落下防止のため子どもから目を離さない、手を放さない。 ・手早く取り換えられるよう、必要な物を用意してから子どもを誘う。 <p>【プライバシーへの配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室で行う場合は衝立等を設置する、トイレにも環境に応じて目隠しを設置する等、おむつ交換時のプライバシーの確保を行う。 ・尿をもらした時は、子どもが失敗と感じないように否定するような声かけはせず、プライバシーにも配慮しながら優しく対応する。 ・おむつ交換時は、全裸にすることのないよう配慮する。 ・子どもが全裸でトイレに行くことがないよう配慮をする。

<p>3～5歳 児クラス</p>	<p>【基本的生活習慣に必要な習慣や態度が身につくような関わり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人差に配慮し、子どもの自尊心を大切にし、排泄の自立を促す。 ・トイレの使い方を丁寧に知らせていく。 <p>【排泄の自立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「尿意、便意を感じたらトイレに行く→排泄する→始末する(紙で拭く・水を流す)→手を洗う」という一連の流れが定着するよう子どもを見守り、援助する。 ・排泄の自立は個人差が大きい。おむつを使用している子どもに対して自尊心を傷つけないように配慮し、成功体験を積み重ねていけるよう保育者が見守り、援助する。 ・生活や活動の節目にトイレに行くよう声掛けをするが、子どもが自分で尿意等を意識して、トイレに行けるような働きかけもしていく。 ・排便の処理については個々の状況に合わせて無理なく取り組み、丁寧に教える。 ・子どもだけでトイレに行く場合、見守りや確認を丁寧に行う。 <p>【プライバシーへの配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尿をもらした時やおねしょをした時は、保育者の言葉で子どもの自尊心を傷つけないよう注意する。 ・プールやシャワーをする時期でも、子どもが全裸でトイレに行くことがないよう配慮をする。 ・「自分の身体の大事な部分は自分で守る」ということを意識できるよう子ども達にわかりやすく伝える。
<p>衛生管理</p>	<p>【おむつ交換の際の衛生管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換、便器での排泄は、衛生面、感染症予防に十分気をつける。 ・おむつ交換は決まった場所(おむつ替えコーナー)で行う。 ・保育者はおむつ交換後、必ず手洗いや消毒を行い感染症の予防をする。 ・使用済みおむつは、ふた付バケツを使用する等して衛生的に管理する。 ・おむつ交換や排泄の時、床等に直接お尻をつけて座らせない。 ・保育室内の換気を適宜行う。 <p>【トイレの衛生管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児トイレの整理整頓、清潔・換気・消臭を常に心掛ける。 ・トイレ内は、スリッパやトイレトペーパーなどの整理整頓を行い、床にこぼれた尿漏れ、水しぶきはすぐに清掃を行う等、常時清潔を保つ。

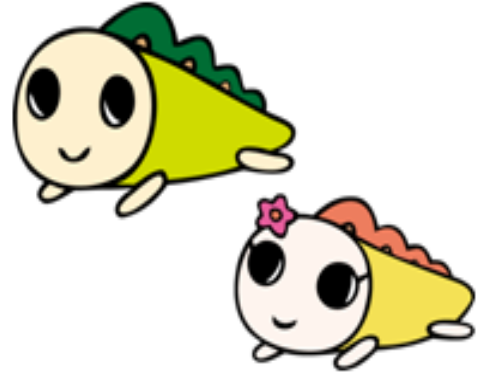
(9) 配慮を必要とする子どもの保育

- ・ 一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握する。 (保育所保育指針)
- ・ 適切な環境の下で障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長する。 (保育所保育指針)
- ・ 子どもの状況に応じ、家庭や関連機関と連携した支援のための計画を個別に作成し、保護者を含む家庭への援助をしていく。 (保育所保育指針)
- ・ 子どもが発達してきた過程や心身の状態を理解すると共に、保育所の生活の中で考えられる育ちや困難の状態を理解する。 (保育所保育指針)

項目	内容
子どもへの 関わり・ 配慮	<p>【一人一人の子どもの状態把握をする】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人一人の姿を的確に把握し、安定した生活を送る中で、全ての子どもが自己を十分に発揮できるように見通しをもって保育する。 ・ 子どものサインを受け止め、共感する。 ・ 子どもの障害や個性を含め、ありのままの姿を受け止め、心の安定を図る。 <p>【共に成長する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども同士が互いの個性を認め合い、集団の中で様々な経験を重ねながら育ち合えるように援助していく。 <p>【保育者の心構え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者はその子の言葉や行動に目を向け、子どもの行為をやめさせようとするのではなく、子どもの視点に立ち、気持ちに寄り添い援助する。 ・ 保育施設の職員全体で共通理解を図り、適切な保育をする。 ・ 保育者は知識や経験を深め、障害のある子どもの理解や支援の方法に繋げていく。 <p>【個別の支援計画を作成する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の様子を踏まえて、その子どもにとって課題となっていることが生じやすい場面や状況、その理由などを適切に分析する。 ・ 子どもの状況に応じた支援や日常の姿をとらえて、支援計画を作成する。 <p>【保護者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の思いを受け止めて、精神的な支援や養育に対する支援をしていく。 ・ 園と家庭での生活状況を伝え合い、理解を深め、共に育ちを認め、喜び合う関係を築く。 ・ 保護者が一人で抱え込まないように相談に乗り、気持ちに寄り添い、保護者が欲する情報を必要に応じて伝えていく。

【関連機関との連携】

- ・ 専門的な知識や経験を持つ関係機関と連携していく。
(こども発達センター・医療機関・発達支援事業者等)
- ・ 療育に携わる専門職による専門的な対応、知識、技術を学び、子どもへの理解を深めていく。
- ・ 就学に向けては就学前教育支援センターや学童クラブ等、必要な機関と連携していく。



(10) 保護者・地域子育て支援

- ・各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重する。 (保育所保育指針)
- ・保育及び子育てに関する知識や技術など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努める。 (保育所保育指針)
- ・日常の保育に関連した様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所の意図の説明を通じて保護者との相互理解を図る。 (保育所保育指針)
- ・保育所保育の特性を生かした子育て支援を積極的に行う。 (保育所保育指針)

項目	内容
保護者支援	<p>【保護者の自己決定を尊重し相互理解を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者とコミュニケーションをとり、子どもの日々の様子を伝えあいながら信頼関係を築く。 ・各家庭との信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重し、相互理解を図る。 ・保護者の就労、家庭状況を理解し、保護者の気持ちを受け止めて受容的態度で対応する。 <p>【子どもの成長に気づき、子育ての喜びを感じる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子どもの成長に気づき、喜びを感じ、健やかな育ちの基礎を養えるようにする。 ・保護者と共に子どもの育ちを喜んだり、悩みを聞いて手立てを考えたりしながら、一緒に子育てしていく関係をつくる。 <p>【保育活動に対する保護者の積極的な参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の生活を知ってもらうため、保育参加や参観の機会を作り、保育園の生活を伝える。 ・個人面談を行い、子どもの情報を共有し、共通理解を図る。 ・保護者会等を計画し、同じ年代の子を持つ保護者が知り合える機会をつくり、保護者同士をつないでいく。
地域支援	<p>【保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての相談を受けたり、子育てに関わる必要な情報を提供したりする。 ・それぞれの保育サービスの情報を地域に提供していく。 ・園庭開放や保育園体験等を受け入れて、地域の子育て家庭を支援していく。 <p>例 園庭遊び、保育園体験、地域参加の行事、保育講座開催 散歩時の交流、行事情報等が記入されたカードを配布 等</p>

(11) 小学校との連携

- ・ 幼児期にふさわしい生活を通し、就学を見通した保育を行う。
(杉並区幼保小接続期カリキュラム・連携プログラムぐんぐん伸びるすぎなみの子)
- ・ 子どもが期待をもち、スムーズに小学校生活に馴染んでいけるように連携を進める。
(保育所保育指針、ぐんぐん伸びるすぎなみの子)
- ・ 小学校教師と交流をもち理解しあい共に子どもの育ちを支え、保育園で大切にしていることや保育の中の教育について伝える。
(保育所保育指針、ぐんぐん伸びるすぎなみの子)
- ・ 子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を小学校に送付し、円滑な接続を図る。
(保育所保育指針)

項目	内容
就学を見通した保育	<p>【連続性をもった保育】 参考5 P27参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳から5歳児の育ちを捉え、連続性を持った保育を行い、生きる力の基礎を培う。 ・ 3歳未満児は、子どもの自分でしようとする気持ちを尊重し、応答的に関わり、遊びを通して学べるようにする。 ・ 3歳以上児は、集団遊びや協同的な活動を通して、個の成長と集団としての活動の充実を図り、遊びを通して、人との関わり、自立した生活の基礎、想像力を培えるようにする。 ・ 5歳児は、小学校との連携（子ども同士の交流、教師と保育士との相互理解）を通して、就学へつなげていく。 <p>【子どもの学び】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日が主体的かつ能動的な生活と遊びになるよう、協同的な学びを意識した保育を行う。 ・ 就学前の遊びを中心とした生活を通しての学びが、小学校以降の生活や学びの基盤となるよう配慮する。 ・ 発達や学びの連続性を踏まえ、子どもの生活と遊びが充実し発展するよう、小学校への移行を円滑にしていく。 ・ 「相手の話を聞く」「自分の思いや考えを話す」等といった活動や学びへの興味関心を意識的に取り入れる。 <p>【保育所と小学校の子ども同士の交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学に期待をもち、スムーズに小学校生活に馴染んで行けるよう幼児と児童との交流活動を計画し、実施する。 ・ 年長児の学校行事への参加、学校体験、給食体験等を通して、小学校を身近に感じられるようにする。 ・ 子ども同士が交流するために、近隣の保育施設と共に事前に小学校と打ち合わせをし、計画を立て、実施後は必ず反省会を行い次年度以降につなげる等、継続的に行う。

連携	<p>【保育者と教師の相互理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者は小学校教育の内容の深さや広がりを理解した上で、今の学びがどのように育って行くのかを見通して保育を行う。 ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに、保育者と小学校教師が共に子どもの成長を通して、幼児期から児童期への発達の流れを共有する。 ・ 小学校教師と保育者との意見交換会(小学校との接続方法)や合同の研修会、保育園見学、保育者体験等を通して相互理解、連携を図る。 <p>【保育所児童保育要録(以下「保育要録」という)の送付】 参考6 P27参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育要録を作成し、子どもの育ちや保育園で大切にしてきたこと等を伝える。 ・ 保育要録は、保育園の生活を通して一人一人の子どもが育ってきた過程を振り返り、保育における援助の視点や配慮を踏まえ、その育ちの姿を的確に記録する。保育要録は、子どもを肯定的に見て記入する。(子どもの良さや全体像が伝わるように工夫して記入する。)
----	--

参考5 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

健康な心と体
 自立心
 協同性
 道徳性・規範意識の芽生え
 社会生活との関わり
 思考力の芽生え
 自然との関わり・生命尊重
 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
 言葉による伝え合い
 豊かな感性と表現

保育所保育指針より

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標でないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する。

参考6 保育要録のポイント

※子どもの姿(成長・発達)を“できる・できない”の評価ではなく、

- ①子どもの姿(言葉、行動)を保育者がどう受け止め、どう対応したか
- ②それにより、子どもはどのように変化したか
- ③大人や仲間との関係で育ってきたことやその過程等

保育をする上で、悩んだ事例等具体的に記載するようにしている。
 内容については、保護者と共有したものを記載する。

(12) その他

- ・ 個人情報とは個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるべきことに鑑み、その適正な取り扱いが図られなければならない。 (個人情報の保護に関する法律)
- ・ 事故防止及び安全対策、災害への備えをする。 (保育所保育指針)
- ・ 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行する。 (保育所保育指針)
- ・ 保育の内容等に関する自己評価等を通じて、保育の質の向上に向けた課題に組織的に取り組む。 (保育所保育指針)
- ・ 全体的な計画を作成し、子どもの発達をとらえ、見通しをもった実践ができるようにする。 (保育所保育指針)

項目	内容
危機管理	<p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、個人情報の取り扱いの重要性を理解する。 ・ 児童票・連絡帳・家庭連絡票・引渡しカード・朝夕視診表・出欠簿・健康カード・カメラのメモリー・個別指導計画等、個人情報の管理を徹底する。 ・ 個人情報書類等は、鍵付きの書庫に保管する。 ・ 個人情報書類等を持ち出す際のルール（持ち出し、返却の記入等）を決める。 <p>【事故（怪我など）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応マニュアルに基づき保護者対応をし、事故報告書を作成する。（重篤な場合は区へ報告をする。） ・ 職員会議を行い「事故がどうして起きたのか」を正しく判断、分析し、今後の保育に活かすようにする。 ・ 事故を未然に防ぐために、日頃からヒヤリハット簿を作成し職員間で共有する。 <p>【防災・防犯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画、避難訓練計画、緊急時の対応手順等を作成し、定期的に訓練を行う。 ・ 不審者の侵入を防ぐための対策を施し、登降園時の施錠の必要性を保護者に周知し、協力を仰ぐようにする。 ・ 防犯訓練を実施し、事件発生時には職員があらかじめ決めておいた役割通りに動けるようにする。（園内、園外） <p>【緊急時の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時、怪我・発熱等、緊急時の対応を保護者と確認する。 ・ 災害時の持ち出し袋や、園児に必要なもの（薬・エピペン等）を事前に用意しておく。 ・ 災害時の環境が変わる事で起きる、個々の姿（行動）に対する配慮を職員間で確認していく。

<p>専門性の 向上</p>	<p>【施設長の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、保育所全体で質の高い保育を行うためのリーダーシップを発揮する。 ・ 施設長は、保育所運営等の課題を自覚し、自己評価や第三者評価の実施、保護者の苦情解決等を通して、保育所全体の保育の質の向上に努める。 ・ 入園時には、「重要事項説明書」「保育園のしおり」等作成し、保護者に説明し同意を得る。 ・ 職員全体で保育園運営について理解し、保護者に同じ対応ができるように共有を図る。 <p>【専門性の向上】 参考7 参考8 P29参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内での研修は、職員が主体的に参加し、対話する中で保育実践を振り返り学びあう。 ・ 保育者間で保育の話し合いをする時間をもち、共通理解を図る。 ・ 保育者の専門性の向上を図るために、外部研修への参加の機会を確保する。 ・ 外部研修に参加した職員は、そこで得た知識や技能等を会議等で報告し情報共有する。 ・ 保育の計画や記録（日誌・個別記録・週案等）を通して、実践の振り返りをし保育実践の改善を図る。 ・ 保育の計画は、子ども達に一方的に活動を与えて、させる保育ではなく、目の前にいる子ども達の成長発達を理解して立てる。
--------------------	--

参考7 全体的な計画

- ・ 各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、作成する。
- ・ 全体的な計画は子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって作成する。
- ・ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成する。

参考8 年齢に応じた指導計画の策定

- ・ 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
- ・ 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
- ・ 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

保育所保育指針より

参考資料

保育実践の手引き編集委員会

(平成30年度)

所 属	氏 名
保育課保育施設支援担当課長	樋口 拓哉
区立天沼保育園園長	塩田 眞弓
区立本天沼保育園園長	宮崎 智子
区立高井戸東保育園園長	澤田 佐知子
区立永福北保育園園長	竹内 澄子
私立頌栄保育園園長	東郷 るり子
私立阿佐谷保育園園長	新妻 寛美
私立日生永福町駅前保育園ひびき園長	岡村 眞理
保育課保育支援係係長	奥田 恵子
保育課保育巡回支援担当係長	加藤 恵
保育課保育支援係主査	森泉 由香
保育課保育支援係	柿沢 繁子
保育課保育支援係	宮腰 松美
保育課保育支援係	小山 玲子

学識経験者 (敬称略)

白梅学園大学 子ども学部 白梅学院大学大学院 子ども学研究科 教授	高田 文子
--------------------------------------	-------

(令和元年度)

所 属	氏 名
保育課保育施設支援担当課長	樋口 拓哉
区立天沼保育園園長	塩田 眞弓
区立阿佐谷北保育園園長	宮崎 智子
区立久我山東保育園園長	澤田 佐知子
区立西荻北保育園園長	竹内 澄子
私立頌栄保育園園長	東郷 るり子
私立阿佐谷保育園園長	新妻 寛美
私立日生永福町駅前保育園ひびき園長	岡村 眞理
保育課保育支援係係長	奥田 恵子
保育課保育巡回支援担当係長	加藤 恵
保育課保育支援係主査	森泉 由香
保育課保育支援係	柿沢 繁子
保育課保育支援係	宮腰 松美

学識経験者 (敬称略)

白梅学園大学子ども学部 白梅学園大学大学院子ども学研究科 教授	高田 文子
------------------------------------	-------

検討経過

開催日		主な検討内容
第1回	平成30年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定主旨の確認 ・ 編集案について ・ 策定スケジュール案について ・ 編集チーム編成 ・ チームごとの検討を行う
第2回	平成30年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編集作業（チームごと） ・ 全体確認意見交換 ・ 名称の募集について
第3回	平成30年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編集作業（チームごと） ・ 全体確認意見交換 ・ 名称決定「保育実践の手引き」
第4回	平成30年12月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 編集作業（チームごと） ・ 全体確認意見交換
第5回	平成31年1月11日	
第6回	平成31年3月5日	
第7回	令和元年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体確認意見交換 ・ 「素案①」完成
第8回	令和元年7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄せられた意見について検討
第9回	令和元年8月20日	
第10回	令和元年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「素案②」完成
第11回	令和元年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄せられた意見について検討 ・ 保育施設への周知説明について
第12回	令和2年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終原稿について確認
第13回	令和2年1月22日	



杉並区子ども家庭部保育課